

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費  
負担金交付要綱

令和3年2月18日付2産労観企特第7号

(通則)

第1条 アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金（以下「負担金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金交付規則の施行についての通達（昭和37年12月11日37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この負担金は、アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業実施要綱（令和3年2月18日付2産労観企特第4号。以下「実施要綱」という。）に基づき、全国各地の特産品販売事業を実施するために必要な費用を交付することにより、各地方の特産品販売と観光PRを通じ、各地方の魅力を重層的に伝えることを目的とする。

(負担金の交付対象)

第3条 負担金の交付対象は、実施要綱第6条に基づき知事が公募により決定をした事業者（以下「交付対象者」という。）が、実施要綱第2条第3項に定める事業実施期間において実施する実施要綱第2条第1項に定める事業とする。

2 この負担金は、前項の事業を行うために必要な経費であつて、別表1に掲げる経費（以下「負担対象経費」という。）につき、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲において、交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、負担金の交付対象としない。

(負担金の額)

第4条 交付対象者に対して交付する負担金の額は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した負担金の額に1千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(負担金の対象期間)

第5条 負担金の対象となる期間は、負担金交付決定の日から東京の産業等の魅力発信イベント（仮称）終了まで（事後処理期間も含む。）とする。

(負担金の交付申請)

第6条 交付対象者は、負担金の交付を受けようとするときは、負担金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 前項の負担金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（別紙1-1及び別紙1-2）
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### （負担金の交付決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、負担金の交付を決定し、負担金交付決定通知書（第4号様式）により交付対象者に通知する。

- 2 知事は、前項の通知に際して、法令及び予算で定める負担金等の交付の目的を達成するため、別記のとおり条件を付すものとする。
- 3 知事は、前項に定める事項のほか、事業の目的を達成するために必要があると認められるときは、交付対象者に対し、条件を付すことができる。

#### （申請の取下げ）

第8条 交付決定の内容又は付された条件に異議があり、申請を取り下げることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

#### （交付決定内容の変更）

第9条 交付対象者は、事業の内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ事業変更等承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業変更計画書（第2号様式）
  - (2) 変更収支予算書（第3号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、第1項に基づく申請があった場合において、必要と認めるときは、その申請事項について変更を指示することができる。
- 4 知事は、第1項による変更承認申請を審査し、適当と認めたときは、交付対象者へ通知するものとする。
- 5 交付対象者は、事業者の名称等（名称、所在地及び代表者名）が変更されたときは、速やかに知事に報告しなければならない。

#### （事業の中止）

第10条 交付対象者は、事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業変更等承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

#### （事故報告等）

第11条 交付対象者は、事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及びその他必要な事項を、書面により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて交付対象者にその処理について指示をする。

#### （事業の遂行命令等）

第12条 知事は、交付対象者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、事業が負担金の交付決定の内容又はこれ

に付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付対象者に対し、これらに従って遂行すべき事を命ずることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、交付対象者に事業の一時停止を命ずることができる。

#### (実績報告)

第13条 交付対象者は、負担金の対象期間が終了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (負担金の額の確定)

第14条 知事は、前条による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その事業の成果が負担金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、交付対象者に負担金交付額確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により確定すべき負担金の確定額は、別表1に定める額又は交付決定額の低い額（1千円未満の端数は切捨て）とする。

#### (是正のための措置)

第15条 知事は、前条による審査の結果、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付対象者に対し、当該事業につき、これらに適合させるための措置を命ずることができる。

2 前項により、交付対象者が必要な措置をした場合には、第13条の規定を準用する。

#### (負担金の請求)

第16条 交付対象者は、第14条の通知を受けたときは、知事に負担金請求書（第8号様式）を提出するものとする。

#### (交付決定の取消し)

第17条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(1) 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。

(2) 負担金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

(4) 実施要綱第2条第3項に定める事業実施期間内において、負担金の交付目的を達成することができなくなったとき。

(5) その他負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は負担金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき負担金の額の確定をした後においても適用する。

#### (事情変更による決定の取消し等)

第18条 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。ただし、事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による負担金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他負担金の交付決定後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。

#### (負担金の返還)

第19条 知事は、第17条の規定による取消しをした場合には、交付対象者に通知すると共に、事業の当該取消しに係る部分に関して、既に負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 第14条の規定により交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

#### (違約加算金及び延滞金)

第20条 交付対象者は、前条の規定により負担金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る負担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付対象者は、負担金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### (違約加算金の計算)

第21条 前条第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命じた負担金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた負担金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

第22条 第20条第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### (他の補助金等の一時停止等)

第23条 負担金の返還を命ぜられた交付対象者が、当該負担金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合、知事は、その者に対して同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

#### (財産処分の制限)

第24条 交付対象者が事業により取得した財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第9号様式）により知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の定めに該当しない財産であって、交付対象者が事業により取得し、又は効用が増加した財産について、実施要綱第2条第3項に定める事業実施期間内に処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第9号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、実施要綱第2条第3項に定める事業実施期間終了に鑑み、財産を処分する場合はこの限りではない。
- 3 知事は、交付対象者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全額又は一部を都に納付させることができる。

（帳簿の整理、管理等）

- 第25条 交付対象者は、この負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 2 交付対象者は、事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、負担金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

（遂行状況報告）

- 第26条 事業の実施期間中において、交付対象者は、知事の要求があったときには、事業の遂行状況について、遂行状況報告書（第10号様式）により知事に報告しなければならない。

（事業の公表）

- 第27条 知事は、交付対象者の名称・代表者名等を公表することができるものとする。
- 2 知事は、必要があると認めるときには、事業の成果を公表することができるものとする。

（他の規定との関係）

- 第28条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月18日から施行する。

別表1 (第3条関係)

次に掲げる経費のうち、本事業にかかる経費として明確に切り分けが可能な経費

経費区分 (大区分)	内 容		負担金 限度額
人件費	事業費以外で、事業に係る調整等に係る人件費及び会場での販売実施に係る人件費 ※常勤・非常勤又は専任・兼任に関わらず、従業者別に交付の対象となる者について業務日誌を整備すること。 ※兼任の場合、補助事業に係る業務と他事業に係る業務内容が明確に区分でき、かつ、経費区分できる場合のみ負担対象とする。 ※従業者の給与・報酬等の支払実績に基づく1時間当たりの単価に、事業に携わった総時間数(1人につき1日8時間を上限)を乗じた額を対象経費とする。 ※会場での販売に係る人件費には、販売員に加え現場ディレクターの人件費を含む。		10分の10以内の額又は5千9百万円のいずれか低い額
旅費	人件費の負担対象となる従業者の交通費、宿泊費及び日当 ※交付対象者が企業等で定めている旅費規程又は実費を対象経費とする。		
事業費	販売関係費	レジ・ユニフォーム関係等、会場での販売に必要な物品の調達・制作等の、販売に係る経費 ※レジ、パソコン等の機材調達は、原則リースによるものとする。 ※仕入商品の購入・販売・処分費等は対象外	10分の10以内の額又は1千9百万円のいずれか低い額
	会場装飾費	会場装飾物の制作、展示等に係る経費(会場・商品棚等の装飾パネル、プライスカードの制作費等)	
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって、当該事業のみで使用されることが確認できるものの購入に要する経費(用紙、封筒代等)	
	その他事業に係る諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定、確認できるもの(倉庫代、運送代、郵便代等)	

※ 事業費において、外注によらず成果物等の作成を行う場合は、限度額を除き人件費の扱いに準ずることとする。

※ 上記に係る消費税及び地方消費税、その他租税公課相当額は、原則として負担対象経費に含まない。なお、負担金に係る消費税の仕入控除税額が発生しない場合には、その理由が分かる資料を提出すること。

※ 国、地方公共団体等が実施する他の同様な補助金等の交付を受ける場合、当該補助金額は、負担対象経費から控除する。

なお、他の同様な補助金額の中に、消費税及び地方消費税等を対象とするものが含まれている場合、当該部分の補助金額は控除しない。

(負担金対象外経費の例)

区 分	摘 要
別表 1 の経費区分に記載のない経費	
対象期間外に行われた事業の経費	
業務日誌、見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が確認できない経費	
負担金交付申請書に記載されていない経費や物の購入に対して支払った経費	
通常業務・取引と混合して支払いが行われている経費	
他の取引と相殺して支払いが行われている経費	
手形や小切手等により支払いが行われている経費	原則は金融機関や郵便局からの振込払い
間接経費（振込手数料、収入印紙代等）	
負担金交付申請等の手続きに係る経費（申請書作成代行、各種証明書取得経費 等）	
グループを構成する事業者が支払いを行っていない経費※グループで実施する場合	
グループを構成する事業者間での取引にかかる経費 ※グループで実施する場合	
公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費	

※その他、知事が適当でないとする経費

別記（第7条関係）  
負担金の交付の条件

- 1 交付対象者は、この要綱及びその他関係法令に従わなければならない。
- 2 交付対象者は、負担金の交付の目的に従ってその効率的かつ確実な運営を図らなければならない。



第1号様式（第6条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費  
負担金交付申請書

下記のとおり負担金の交付を受けたいので、アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 負担金交付申請額 円

2 着手年月日 年 月 日

3 事業区分及び経費内訳

区分	事業費 (A+B+C) 円	負担対象 経費 円	経費内訳		
			都負担金 収入 (A) 円	自己資金・ 売上収入 (B) 円	その他 (C) 円
計					

※事業区分については別表1（第3条関係）大区分によること。

4 関係書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（別紙1-1及び別紙1-2）
- (4) その他

別紙1-1 (第1号様式)

東京都知事 殿

## 誓 約 書

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金に係る事業について、以下の事業者により取り組みます。

年 月 日

事業者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	印

(グループの場合) 連携事業者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	印

(グループの場合) 連携事業者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	印

## 誓約書

東京都知事 殿

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金交付要綱第6条の規定に基づく負担金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により負担金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第17条の規定により負担金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第19条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

事業者	所在地 名称 代表者氏名	印
-----	--------------------	---

(グループの場合) 連携事業者	所在地 名称 代表者氏名	印
-----------------	--------------------	---

(グループの場合) 連携事業者	所在地 名称 代表者氏名	印
-----------------	--------------------	---

\*法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

\*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第2号様式（第6条、第9条、第13条関係）

（1） 事業（変更）計画（実績）書

1 事業を実施する目的

2 経費の内訳（消費税は含めない）

項目	内容	数量	金額（円）
小計 （負担対象経費）			
小計 （負担対象外経費）			
合計			

（注）具体的な内容を記載し、必要に応じて資料を添付すること。

第3号様式（第6条、第9条、第13条関係）

(2) (変更)収支予算(精算)書

1 収入

	予 算 額 (円)	(精算額) (円)	(増減額) (円)	備 考
都負担金収入				
自己資金・売上収入				
その他				
合計（事業費）				

・国・地方公共団体等の補助金等の交付予定がある場合、「その他」の欄に記載して下さい。

2 支出

区 分	予 算 額 (円)	(精算額) (円)	(増減額) (円)	備 考
小計 (負担対象経費)				
小計 (負担対象外経費)				
消費税				
合計（事業費）				

- ・変更収支予算書にあつては、当初と変更後の二段書きとし、当初分を括弧書きで上段に記載すること。
- ・記載内容ごとに積算内訳書（金額の根拠）を添付すること。添付がない場合、負担対象とならない場合がある。
- ・消費税については、原則、負担対象経費に含まないものとする。
- ・適宜、行は追加・削除すること。

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費  
負担金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度アンテナシ  
ョップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金については、同負担金交付要綱第  
7条の規定により交付申請書の内容を審査したところ適当と認められるので、下記のとおり  
交付します。

年 月 日

東京都知事

印

記

- 1 負担金の額 金 円  
負担金の交付対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。
- 2 交付の条件
  - (1) 事情変更による決定の取消し等
    - ア 知事はこの交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
    - イ アの規程による負担金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他負担金の交付決定後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。
  - (2) 承認事項
    - 交付対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、アについて軽微なものはこの限りでない。

ア 事業の内容を変更しようとするとき。

イ 事業を中止しようとするとき。

(3) 事故報告等

交付対象者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 遂行命令

ア 知事は交付対象者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付対象者に対して、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 交付対象者がアの命令に違反したときは、知事は、交付対象者に対し当該事業の一時停止を命ずることがある。

(5) 実績報告

交付対象者は、負担金の対象期間中において、東京都の会計年度が終了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

ア 事業実績

イ 収支精算

ウ その他関係書類

(6) 負担金の額の確定

ア 知事は（5）の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、交付対象者に通知する。

イ 前項の規定により確定すべき負担金の確定額は、同負担金交付要綱の別表1に定める額又は交付決定額の低い額（1千円未満の端数は切捨て）とする。

(7) 是正のための措置

知事は（6）の規定による審査等の結果、事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付対象者に対し、当該事業につき、これに適合させるための措置を取ることを命じることができる。

(8) 交付決定の取消し

ア 知事は、交付対象者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消す。

(ア) 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。

(イ) 負担金を他の用途に使用したとき。

(ウ) 交付対象者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(エ) 実施要綱第2条第3項に定める事業実施期間内において、負担金の交付目的を達成することができなくなったとき。

(オ) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、(6)の規定により交付すべき負担金の額の確定があった後においても適用する。

#### (9) 負担金の返還

ア 知事は、(8)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、事業の当該取消しに係る部分に関して、既に交付対象者に負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

イ 知事は(6)の規定により交付対象者に交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

#### (10) 違約加算金及び延滞金

ア 知事が(8)アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において負担金の返還を命じたときは、交付対象者は、当該命令に係る負担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

イ 知事が交付対象者に対し、負担金の返還を命じた場合において、交付対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、交付対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

ウ ア及びイに定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### (11) 違約加算金の計算

(10)アの規定による違約加算金の納付を命じた場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命じた負担金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた負担金の額に充てるものとする。

#### (12) 延滞金の計算

(10)イの規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### (13) 他の補助金等の一時停止等

知事は負担金の返還を命じられた交付対象者が当該負担金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付対象者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

#### (14) 帳簿の整理、管理等

ア 交付対象者は、この負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

イ 交付対象者は、事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、負担金交付の



目的に従って、その効率的かつ確実な運営を図らなければならない。

(15) 遂行状況報告

事業の実施期間中において交付対象者は、知事の要求があったときは、事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

(16) 交付要綱等の遵守

交付対象者は、前各号に定めるもの、アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金交付要綱（令和3年2月18日付2産労観企特第7号）及びその他関係法令を遵守するものとする。

3 申請の撤回

交付対象者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

第5号様式（第9条、第10条関係）

年 月 日

東京都知事殿

所在地  
名称  
代表者氏名

印

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金に係る  
事業内容の変更等承認申請書

年 月 日付 第 号で負担金交付決定通知のあった標記の事業  
を下記のとおり（変更・中止）したいので、アンテナショップ等と連携した全国特産品の  
展示紹介事業費負担金交付要綱（第9条第1項・第10条）の規定により関係書類を添え  
て申請します。

記

- 1 変更する事業の内容、経費等の配分
- 2 中止年月日（中止の場合）
- 3 理由
- 4 関係書類
  - (1) 事業変更計画書（第2号様式）
  - (2) 変更収支予算書（第3号様式）

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

東京都知事殿

所在地  
名称  
代表者氏名

印

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金  
に係る実績報告書

年 月 日付 第 号の負担金交付決定通知書に基づき、標記  
事業を実施したので、アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金  
交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書（第2号様式）
- 2 収支精算書（第3号様式）
- 3 その他関係書類
  - （1）事業に係る収入・支出を明記した収支報告書
  - （2）契約書（写）
  - （3）納品書（写）
  - （4）請求書（写）
  - （5）領収書、通帳等の支出証拠書類の写し又はそれに類するもの
  - （6）人件費に係る業務日誌
  - （7）その他知事が必要とする資料

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金  
交付額確定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定したアンテナショップ等  
と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金については、年 月 日付  
第 号をもって提出された実績報告書を審査した結果、事業の成果が当該負担金の交  
付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認められるので、その額を下記のとおり  
確定します。

年 月 日

東京都知事

印

記

1 交付決定額 金 円

2 確定額 金 円

第8号様式（第16条関係）

年 月 日

東京都知事殿

所在地  
名称  
代表者氏名

印

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費  
負担金請求書

年 月 日付 第 号により交付額確定通知のあった標記負担  
金について、アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金交付要綱  
第16条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額   | 金 | 円 |
| 3 | 請求額   | 金 | 円 |

第9号様式（第24条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

印

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業に係る  
財産処分承認申請書

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金により取得した財産  
について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

- 1 処分財産の品名及び取得年月日
- 2 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
- 3 処分の理由

第10号様式（第26条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

印

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業  
遂行状況報告書

年 月 日 付 第 号により負担金額を確定した全国各地の特産品販売事業について、アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金交付要綱第26条に基づき、遂行状況等を下記のとおり報告します。

記

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業実施に関する状況（来場客数、仕入商品の種類及び数、販売商品の種類及び数、売上金額等）